

2024年9月27日

特定非営利活動法人 あまやどり高知

代表理事 岡村 啓佐 様

公益財団法人 日本非営利組織評価センター
理事長 佐藤 大吾



ベーシックガバナンスチェック結果通知

ベーシックガバナンスチェックの結果、貴団体の組織運営状況については、日本非営利組織評価センター（JCNE）の定める基準により次の通り評価いたしました。

記

第三者評価決定日：2024年8月14日

【再評価】：2024年9月26日

第三者評価有効期限日：2027年8月31日

●第三者評価（評価対象：貴団体よりご提出の定款・規約・マネジメント運営過程の記録書面）

【非営利型判定】 非営利型である

基準 No.	評価基準	評価結果
1	法令または定款に則り、代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任している。	基準を満たしている
2	1事業年度に2回以上、法令または定款に則り、理事会を招集し、実際に開催している。	基準を満たしている
3	法令または定款に則り、理事会の議事録を作成している。	基準を満たしている
4	法令または定款に則り、理事会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議している。	基準を満たしている
5	法令または定款に則り、定時社員総会／定時評議員会を招集し、実際に開催している。	基準を満たしている
6	法令または定款に則り、社員総会／評議員会の議事録を作成している。	基準を満たしている
7	法令または定款に則り、社員総会／評議員会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議または報告している。	基準を満たしている
8	役員報酬を支給している場合は、法令、定款または規程に則り、役員報酬の支給を決定するとともに、支払った報酬額（総額）を経費計上し、決算書類に記載している。	—

9	監事監査を実施し、監査報告書を作成している。	基準を満たしている
10	直近の登記事項を登記している。	基準を満たしている
11	事務所に備え置くべき書類を整備し、定款・役員名簿・事業計画書・事業報告書・決算書類を組織のホームページまたは情報公開サイトで公開している。	基準を満たしている

●セルフチェック（評価対象：貴団体によるセルフチェック回答データ）

基準 No.	評価基準	評価結果
12	組織の所在地および問合せ方法を組織のホームページまたはSNSで公開している。	基準を満たしている
13	寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。	基準を満たしている
14	理事との利益相反を理解し、その有無を確認の上、適切に対応を行っている。	基準を満たしている
15	個人情報の取扱いに関する規程を定め、取得目的を明示している。	基準を満たしている
16	法令または規程で定められた保存年数の期間、法定保存文書を保存している。	基準を満たしている
17	雇用契約を締結している職員がいる場合、法令に基づく労務管理を行っている。	基準を満たしている
18	ハラスメント防止策を講じている。	基準を満たしている
19	組織の目的と事業を文書化している。	基準を満たしている
20	組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している。	基準を満たしている
21	事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取っている。	基準を満たしている
22	各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。	基準を満たしている
23	会計に関して、専門知識をもった役職員が担当している、または会計専門職や外部の支援団体からアドバイスを受けている。	基準を満たしている
24	税務申告と納付を行っている。	基準を満たしている
25	現金の取扱いや資金管理に関して、複数名でチェックしている。	基準を満たしている

以上

《「基準を満たしていない」評価基準について》

第三者評価を行った基準No.1～11において、根拠書類から運営状況が確認できなかったため「基準を満たしていない」となった項目です。内容をご確認の上、ご用意が整いましたら再評価をお申込みください。評価結果の有効期間内であれば無料で再評価をいたします。

「基準を満たしていない」評価基準について

コメントはありません

《より組織運営を強化するためのアドバイス》

日頃より注意深い組織運営をされています。第三者評価を行った基準No.1～11において、以下のコメントは組織運営の状況を振り返るための参考情報として付記するものです。

アドバイス

(項目1) 追加でご提出いただいた社員総会議事録より、役員選任の議決を確認しました。

(項目2) 基準を満たしているとしましたが、定款で定められた期限内（5日前）に、理事会の招集通知が寄せられていませんでした。法令または定款で定められた招集通知を発する期限をご確認ください。次回の理事会開催より、適切な期限内に招集通知を発するようにください。
また、理事会の招集通知の項目として、表決方法の案内が記載されていませんでした。理事会の招集のためには大事な項目となります。次回の理事会開催より、あらためて招集通知の項目を確認し、適宜改善をしてください。

(項目3) 基準を満たしているとしましたが、理事会議事録によると、定足数などの表記が不十分でした。理事総数、出席者数、定足数をわかりやすく明記するようにしてください。

(項目4) 当該基準では、理事会において、事業計画・予算・事業報告・決算を審議することを求めています。しかしながら、定款では理事会の権能ではなく、社員総会の権能として定められています。そこで、社員総会の開催に関する議案が審議されており、この議案の中で付議すべき事項として、事業計画・予算・事業報告・決算の審議もされているという想定で評価を行い、「基準を満たしている」としています。但し、議事録で事業計画・予算・事業報告・決算の審議について明記されていませんので、今後は、各項目について、審議の経過を議事録に明記するようにしてください。

(項目5) 基準を満たしているとしましたが、定時社員総会の招集通知の項目として、通知時期が記載されていませんでした。会議招集のためには大事な項目となります。次回の開催より、あらためて招集通知の項目を確認し、適宜改善をしてください。

(項目10) 基準を満たしているとしましたが、役員の登記が遅れています。役員の変更登記は、重任の時も含めて変更の効力が発生する日から2週間以内に行う必要があります。変更登記を期限内に行うようにしてください。

(項目11)
貴団体のウェブサイトにて「役員名簿（監事）、事業計画書」が公開されたことを確認しました。

《評価結果の解説・再評価のご案内》

評価結果の解説：

『ガバナンス解説資料』をご参照ください。評価結果やコメント内容について解説しています。各種規程のひな型・解説資料も、こちらからダウンロードできます。

▶ガバナンス解説資料URL：<https://jcne.or.jp/data/bgcguidebook.pdf>

再評価のご案内：

「基準を満たしていない」項目について再評価のお申し込みができます。
評価確定通知に記載されているコメントおよび『ガバナンス解説資料』をご参照ください。再評価のご用意が整いましたら、以下の方法で再評価をお申し込みください。

＜再評価の申請方法＞

①会員ページを発行してから1年以内の場合……会員ページよりお申込み

▶お申込みURL：<https://app.jibun-apps.jp/page/companies>

※メールアドレス、ご自身で作成したパスワードをご入力ください。

※パスワードがご不明な場合は、上記URLより再設定が可能です。

②会員ページを発行してから1年以上の場合……当センターウェブサイトよりお申込み

▶お申込みURL：<https://jcne.or.jp/bgentry/>

評価結果の有効期間：

ベーシックガバナンスチェックの評価結果の有効期間は、第三者評価決定日（評価実施日）から3年間です。

更新のご案内：

更新のお申し込みは貴団体の任意となり、すべての評価基準について改めて評価を行います。評価有効期限の2ヶ月前頃に、当センターが登録する貴団体のメールアドレス（初回申込み時のメールアドレスまたは変更依頼があったメールアドレス）宛に更新のご連絡をいたします。貴団体のご担当者様またはメールアドレスに変更があった場合は、正しくご案内をお送りできない可能性がございますので、当センターまでご連絡ください。

※ベーシックガバナンスチェックの更新料について

現在、制度普及期間のため無料で実施しています。今後、評価料は有料となる場合がございます。

お問い合わせ先：

（公財）日本非営利組織評価センター ベーシックガバナンスチェック担当宛
メールアドレス：check@jcne.or.jp

《グッドガバナンス認証制度のご案内》

この度は、ベーシックガバナンスチェックにお取り組みいただきありがとうございました。
グッドガバナンス認証制度では、さらに「ヒアリング」「具体的な書類」をもとに詳細な評価を行います。

＜評価内容の一例＞

- ・中長期的な計画に基づき運営を行っている。
- ・財務が健全である。
- ・寄付金の使途を報告している。
- ・労務管理は法律に準拠している。
- ・不正を防止する仕組みがある。



●評価・認証制度の違いについて

	ベーシックガバナンス チェック	グッドガバナンス認証
評価者	JCNE事務局員	JCNE事務局員 評価員 認証審査委員会
評価方法	セルフチェック 書面評価	書面評価 訪問評価（オンライン可）
評価期間	約1か月半	約4か月程度
書類提出	約15種類程度	約35種類程度
評価料	無料	
評価・認証メリット	評価確定通知の発行 評価結果の公開	グッドガバナンス認証書・マークの発行 『Good Governance Voice』の掲載等

●提出書類について

グッドガバナンス認証制度では「自己評価チェックシート」に基づき、根拠書類をご提出いただきます。このままグッドガバナンス認証に進まれる場合、ベーシックガバナンスチェックでご提出いただいた書類は、改めてのご提出が不要になります。

＜認証制度の話を聞いてみる＞

ご関心のある方へ1時間程度、オンラインにてご説明させていただきます。

ガバナンス・組織運営のご質問も含めてお気軽にご相談ください。

▶お申込みURL：https://jcne.or.jp/evaluation/good_governance/

《第三者評価結果の活用例》

この度は、ベーシックガバナンスチェックにお取り組みいただきありがとうございました。非営利組織の新たな信頼づくりとなる評価制度にご参画いただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。

当センターの第三者評価結果を活用できる助成プログラムをご案内いたします。今回の評価結果を関係者のみなさまへお知らせすることをおすすめしています。

現在、申請書上で、第三者組織評価を受けているかどうか確認している助成機関・企業・金融機関が14団体あります。

《助成機関・企業》

- （公財）日本財団
- 日興アセットマネジメント（株）
- （特非）モバイル・コミュニケーション・ファンド
- （公財）S O M P O福祉財団
- （独）環境再生保全機構
- （公財）三菱財団
- （公財）キリン福祉財団
- （一財）日本民間公益活動連携機構（J A N P I A）
- （公財）ふるさと島根定住財団
- （公財）ベネッセこども基金
- （公財）ヤマト福祉財団
- （公財）かめのり財団
- 日本郵便（株）

《融資》

- ☐日本政策金融公庫

※日本財団、日興アセットマネジメント、モバイルコミュニケーションファンドは、申請書上の確認のほか、助成決定団体に当センターの評価受診をすすめています。

※日本政策金融公庫は、融資の申請時に、当センターの組織評価の実績を記載できます。同公庫による融資の審査時に参考情報として活用します。詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。

<当件の関するお問い合わせ先>

（公財）日本非営利組織評価センター ベーシックガバナンスチェック担当宛
メールアドレス：check@jcne.or.jp